
ネットワークと言論空間

●情報発信形態の変化（東芝クレーマー事件(1999.6)）

概要と問題

家電メーカーのカスタマサービスの対応に憤慨したユーザが、企業の担当者とのやりとりを録音して自己のウェブページで公開したケース。

「お宅さんみたいなのはお客さんじゃないんですよ、もう。クレーマー(苦情の常習者)って言うの」「じゃあ切りますよ、お宅さん業務妨害だから」

家電メーカーはウェブページ公開の一部差止を求める仮処分を申請。

町村泰貴の指摘する検討課題

- (1) 紛争の一方当事者が、自らの主張をインターネットで公開するという行動様式の是非、限界
- (2) 仮処分や訴訟によってインターネット上の表現行為に対抗することの是非
- (3) インターネットによる表現行為に対しての陰湿な嫌がらせとセルフガバナンスの可能性

では従来の情報発信経路は？

マスメディアによる選抜＝発言権の独占＝フィルタリング(ふるい落とし)

正の側面……権利侵害的な言説の抑制

取材力、表現や個人名公開基準の蓄積、責任主体性

「私人の情報発信の様式」という問題

「インターネットで情報発信」の効果を物語る例。 ← 従来との差異

名誉毀損成立の前提……公衆への情報発信可能性

cf. 桶川女子大生殺人事件。従来のビラ貼りという手段の限界。

既存メディアとの距離と相克

マスメディアによる発言力独占の終焉、その可能性と危険性。

対抗手段の可能性

ネット上の発言に対してどのような対処をすることが可能・賢明なのか？

東芝クレーマー事件(東芝側)の場合

→法的措置。公的議論を喚起してしまった。

東芝クレーマー事件(ユーザー側)の場合

→私的制裁。恣意的な攻撃に走る危険性。

日本生命 2ch 削除依頼事件の場合

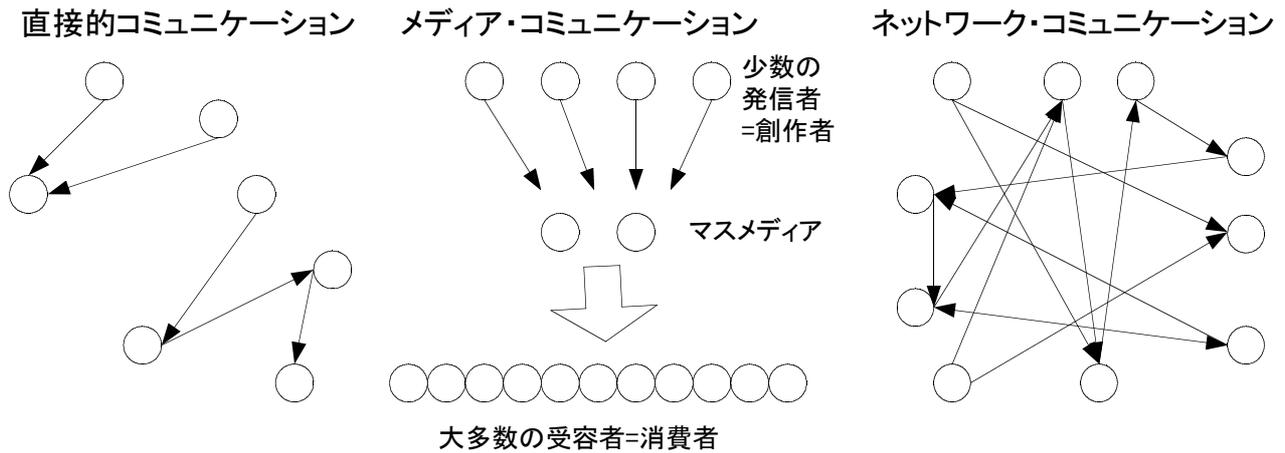
→ネット上での対処。同様に騒動を拡大させてしまった。

削除要請が公開されたことに問題？

メディアの性格との関連

※ 名誉毀損(刑法 230 条)、公共の利害に関する場合の特例(刑法 230 条の 2 (昭和 22 年追加))、夕刊和歌山時事事件(最高裁判決昭和 44 年 6 月 22 日、刑集 23 卷 7 号 975 頁)について確認しておくこと。

ネットワーク・コミュニケーションとその特色



直接的コミュニケーションとの差異

個人の情報伝達範囲の拡大 (empowerment)

メディア・コミュニケーションとの差異

ボトルネックの不在

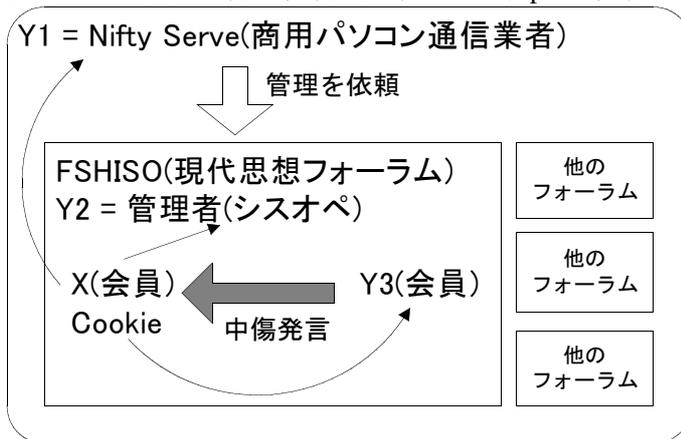
創作者・受容者の分業が消失

- ① 個人が個人と直接につながる。その範囲は極めて広い。
- ② プロ・アマの境界は曖昧になり、個人は発信者であると同時に受信者である。
- ↓
- ① ある個人の発言がどこまで広がっていくか予測がつかない社会。
- ② 信頼性の低い・検証できない発言が広がっていく社会。

● 言論の自由と反論の権利 (ニフティサーブ事件(1993.5))

概要・経過

(東京地裁 H9.5.26 判決、判例時報 1610 号 p. 22、判例タイムズ 947 号 p. 125。東京高裁 H13.9.5 判決)



- ① Y3 による X への名誉毀損発言。
- ② X による発言削除依頼 (→ Y1、Y2)。
- ③ Y2、発言を削除せず対処。

↓
X による提訴
(a) Y3 に対し、名誉毀損発言の責任
(b) Y1、Y2 に対し、発言を放置した責任

※ 配付資料 (控訴審判決) を読んでおくこと。

問題の整理と判決要旨

事実関係の争いは原則として存在しない(発言の日時・内容は争われていない)。

問題 1) そもそもこれらの発言は名誉毀損にあたるのか。

問題 2) ネット上の名誉毀損に対し、発言削除という対応が妥当な救済たり得るか。

問題 3) ネットの管理者は、発言削除の義務を負っているのか。

問題 4) ネットの管理者は、発言者の情報開示義務を負っているのか。

原告請求……被告三者に各 1000 万円の損害賠償、謝罪広告。

地裁判決……被告 Y3 に 50 万円、Y1・Y2 は 10 万円の損害賠償。謝罪広告は不要。

高裁判決……被告 Y3 に 50 万円、その他はすべて棄却。(確定)

何がそれほどに問題だったのか? 何がこの事件に注目を集めるのか?

「この事件の基本的性格は、私の理解では、ニフティサーブが会員間の意見交換・討論のために設定した『フォーラム』(会議室)において、論争当事者(被告)の一方が他方(原告)を誹謗・中傷したというものである。」(高橋 54) ← 事件の本質は極めて単純である。

匿名性の問題(1) 誰の名誉?

「多くの会員が、実社会とは別の人格としてふるまい、複数の ID を取得して複数の人格を演じる者もいる。したがって、ネットワーク上において、名誉毀損の前提となるその人の社会的評価というものを観念できるかは疑問である。」「ハンドル名と実名との結びつけができない場合には、現実社会における社会的評価の低下は生じないから名誉毀損はおおよそ成立しないとの見方もできる。」(判決より、被告主張)

ネット人格論……傷ついたのは保護すべき現実の人格ではないのでは?

しかし法人に対する名誉棄損を認めている以上、ヴァーチャルな人格についても可能になるはず(cf. 高橋)。

名誉毀損罪の保護法益は人格的価値の社会的承認あるいは社会的評価であって名誉感情ではない(通説)。

救済手段の問題 発言削除は妥当・賢明か?

原告主張……名誉毀損に対しては削除が当然。

被告主張……妥当でも賢明でもない。反論権・対抗言論の可能性を摘む。→後述

- ・反論の機会を奪う。
- ・被害者が訴えを提起するために必要な証拠を失わせる。
- ・被害を現実社会に拡大させる危険がある。

プロバイダ責任の問題 削除は義務なのか?

「被告 Y2 には、本件フォーラムの電子会議室に書き込まれた発言が他人の名誉を毀損しないかを常時監視し、そのような発言が書き込まれた場合には、これを削除したり、右発言を書き込んだ会員を直接指導するなどして、右発言の有線送信を未然に停止し、また、当該会員に、その後さらに他人の名誉を毀損する発言を書き込むことを止めさせ、これによる損害の発生、拡大を防止する義務があったというべきである。」(地裁判決より、原告主張)

萎縮効果(chilling effect)の問題

アメリカでの議論……発行者(publisher)・頒布者(distributor)・コモンキャリア(common carrier)

| | | | |
|----------------|-----------|-----------|------|
| publisher | 完全なコントロール | 発信者と同様の責任 | 出版社 |
| distributor | チェック可能 | 限定的な責任 | 書店 |
| common carrier | 無差別 | 責任なし | 運送業者 |

匿名性の問題(2) 発言者のデータを公開すべきなのか?

被告主張……電気通信事業法に基づき秘匿の義務あり。

匿名性は、より自由な発言を可能にする反面、発言者の特定を阻んで法的責任の追及を難しくするという問題を含んでいる。ID 番号やハンドル名に対応する実名は、電気通信事業者であるプロバイダーが把握しているのが通常である。しかし、電気通信事業者は、電気通信事業法 4 条によって、通信の秘密の遵守が求められ、それは同法 104 条の罰則で担保されている。(山口 93)

反論権と対抗言論

「対抗言論」(more speech)——言論による名誉毀損への対抗措置は言論であるべき。

名誉毀損の保護対象＝個人の人格権

人格権が制約される場合はあり得るか？ ← 一定の立場、そこに至る同意

公人(public figures)理論 (アメリカ)

公人に対する名誉毀損は、現実の害意(actual malice)の存在を必要とする

- ・メディアへのアクセス可能性
- ・言論空間への参与の任意性

通常は、批判・攻撃の対象とされるのは、自らの意思で社会に向かって発言し、影響力を行使しようとする活動をしている人であろう。そういった人は、当然、自己の発言・主張が反対の立場の人から批判され反論されることを覚悟しなければならない。その場合に、批判・反論の論調は、常に礼儀正しいとはかぎらない。論争が激しければ激しいほど、表現が辛辣となるのも珍しいことではない。(……)論争者としての節度を越えたかどうかは、基本的には、論争の「聴衆」が判断すべきことなのである。論争場裡に自ら身を置いた以上、批判には対抗言論で答えるべきで、公権力を借りて批判を封じるようなことは、よほどのことがない限り、許されるべきではない。(高橋 82)

ネットワーク時代の発言者は責任への自覚を担い得るか？

対抗言論法理のさらなる適用例……ニフティサーブ第二事件(東京地裁判決平成 13 年 8 月 27 日)

ニフティサーブ事件の意味

- ・「被害者」の視点から
自分の意見が常に不特定の人々に向けられていることの危険性
安全を確保してくれる「管理者」への希望

- ・「加害者」の視点から
タコツボ化する言論への批判可能性

「管理者」不在状況での自力救済——私的制裁

「公的な場で、人種問題が論じられる場合、あたかも演出家がどこかにいるように、議論の定型ができる。(……)この定型における黒人と白人の関係は次のように定められていた。(……)人種差別こそが黒人の社会進出を阻む最大の障壁であり、黒人は現在でも、人種差別による被害者である。(……)白人は白人の人種差別主義者の存在を嘆き当惑し、黒人の黒い肌を見ると、人種問題の権威と考へ、尊敬の対象にする。」(スティール 邦 17-18)

「人種の中に自閉する人々は、やみくもに泣き言を口にし、愚痴をこぼす。彼らが償いではなく、被害者の立場(……)を求めているからである。そして、被害者は自分の人生に対する責任をとらない。さらに、人種の中に自閉する人々は被害者の立場を主張し、人生を好転させるために必要な個人の責任を放棄する。こうして、被害者の隠された目標は戦うことでなく、隠れることになる。」(スティール 邦 38-39)

すれ違い……ネットワークは公人の発言の場なのか、私的なコミュニケーションなのか。

公人理論の拡大と終焉

「すべての人が公人」？

発言者の能力と責任 ↔ 一般人の感覚と覚悟

ネットワークと「人格」

ネットワーク・コミュニケーションにおける「人格」とは何か？

- ・ 確定し得る主体が自ら発した言説の総体
- ・ 言説の背後にある実体としての人格

いったん書いてしまった文字列は、書いた人が「対象化」されたものです。そして、その「対象化された自己」だけが、〈他者〉から見られうる客観的な存在なのです。これは、「芸術家はその作品だけで評価される」とか、「思想家はその編みだした思想の内容だけで評価される」とかと同じことです(……)いや、ああいったけどほんとに意図するところはそうではなかった、などと言うのは、言いわけというものでしょう。(……)「対象化された自己」以外に〈他者〉からみられる「自己」などというものは、少なくとも〈他者〉にとってはないのだ、ということに覚悟を決めなくては、どだい「責任」などというもののことごとくが成り立ちません。(市川 71-2)

自ら他者を予感し覚悟して発言すること、そのようなものとして相手の言説を受け止める矜持、それ以外に人格との出会いも、コミュニケーションへの手掛かりもあり得ないのだ。(……)「現実」において例えば「酒を酌みかわして」看取された人格について、そのコミュニケーションにとっては「それ以外」があり得ないように、ネットワークのコミュニケーションでは、そこに投企された「言説が全て」でありそれ以外にない。(市川 75)

自ら他者を予感し覚悟して発言すること、そのようなものとして相手の言説を受け止める矜持、それ以外に人格との出会いも、コミュニケーションへの手掛かりもあり得ないのだ。(……)「現実」において例えば「酒を酌みかわして」看取された人格について、そのコミュニケーションにとっては「それ以外」があり得ないように、ネットワークのコミュニケーションでは、そこに投企された「言説が全て」でありそれ以外にない。(市川 75)

表示されない「本当の自己」を想定することは正しいか？

R.D.レイン『ひき裂かれた自己』The Divided Self

精神分裂病質者(schizoid)というのは、その人の体験の全体が、主として次のような二つの仕方で避けている人間のことである。つまり第一に世界とのあいだに断層が、第二に自分自身とのあいだに亀裂が生じているのである。このような人間は、他者ととともにある存在として生きることができないし、世界の中で〈くつろぐ〉こともできない。それどころか、絶望的な孤独と孤立の中で自分を体験する。その上、自分自身を一人の完全な人間としてではなく、さまざまな仕方で〈分裂〉したものとして体験する。(レイン 14)

自 己 ——— にせ自己(ペルソナ) ——— にせ-人間関係 ——— 他者

自己は、他方、自分だけで閉じこもり、自分を〈真の〉自己とみるし、ペルソナを「にせ」とみなす。(……)彼は自分が現実的でなく、現実とは別において、本来的に生きていないという。(……)にせ-自己またはペルソナの構成の特徴は、にせ-自己が普通不完全である一つの理由がその反省的意識性の極めて不完全な点にあるということにある。だが、自己はこのにせ-自己の体型の全般的蔓延によって、またその特定部分によって、危険にさらされると感じることもあるのである。(レイン 95)

自己……他者たちの問題に対処するために「にせ-自己」(ペルソナ)を作り出す。

ペルソナの肥大と本来の自己からの身体性の欠如＝分裂病質の原因

※ ここでレインが問題にしている「精神分裂病質」(schizoid)が「精神分裂病者」(schizophrenia)とは異なることに注意。後者も、精神医学で問題にされる「統合失調症」(元・精神分裂病)とは異なる。統合失調症の原因は器質的なものとの見解が、現在の精神医学では主流である。

疑問

「本当の自己」は実在するか？

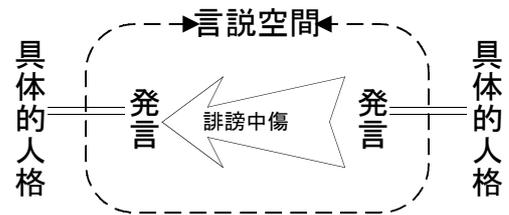
それは「自分自身を準拠枠とするペルソナ」に過ぎないのではないか？

自己の分裂(ペルソナの使い分け)に肯定的な機能はないのか？

ネットワークの持つ匿名化機能

ホイッスルブロウイング(内部告発)

被差別的な嗜好・指向



「異質な他者」

「発言者は相手の顔が見えないので、相手がどんなに傷ついても、相手が発言しない限り、相手の心の中は直視できない。しかし、誹謗中傷を受けた会員は反論をしなくとも、またネットワークから去って行ったとしても確実に傷ついているのである。むしろ反論せずに行っていったという事実ほど、精神的ダメージの大きさを物語っている。(……)原告は、現在のニフティサーブのような文字を中心とし、匿名性で無秩序な商用パソコン通信のシステムはコミュニケーションの機能として全く不完全であり、たとえば発言者の画像が見えるようなマルチメディア時代に対応したコミュニケーション方法等が確立すれば、将来においては改善されるべきものと考えている。(……)特に重要なことは、現在のパソコン通信では通常の会話と異なり、メッセージを受信する相手を見ることも選ぶこともできない。例えばフォーラム内の電子会議室で対話をする場合、対話の相手はその電子会議室に参加している会員全員である。自分の好きな会員だけを選択して発言するためには、電子メールを利用するか、クローズドなホームパーティもしくはパーティオ等の付加料金のかかる有償サービスを利用する他はない。(……)加えて、公開されるパソコン通信上では、嫌な相手を会話から排除することもできない。例えば、明らかに自分に悪意を持つ会員から反論を受けたり、批判を受けたりすることがあり、それが嫌であれば、ネットワークへのアクセスを止めるしか方法がない、したがって、かかるパソコン通信におけるコミュニケーション形成の特徴から、フォーラム内の対話や議論は通常の会話と異なり、フォーラムに参加した会員が不愉快な思いをしないよう、会員の発言を常時監視して強力に指導するシスオペが必要不可欠となるのである。」(弁護側 最終書面)

疑問

- (1) 見えない「本当の自我」の反応を、誰がどうやって知ることができるのか。
- (2) 自分が望むような発言のできる言説空間を作るためのコストは、誰が負担するのが正しいのか。
- (3) 自分と違憲・認識の一致するとは限らない本当の他者は、ここに存在しているのか。

ネットワークとサクラ

「後でオウム信者もしくはシンパとわかった会員は、最初は、世間話や親身な相談などをして、他の会員に『いい奴だ』と思われていました。そのうち段々と宗教的な話を始めて、いつからか、オウム擁護の文章を掲載するようになったんです。ある会員が、オウムを擁護する発言をすると、別の会員が賛同の意見をすぐに掲載する。身内の"サクラ"を使って世論操作を行ったとしか思えません」(ニフティ・サーブの古参会員)(河崎 47)

現実の世界では？

会話としての正義 (井上達夫『共生の作法』(創文社 1986))

異質な他者への寛容と共生

コストの問題

私的な場を作るための費用は誰が負担するのか？

「ネットワーク主催者・管理者だけに責任を押し付けるコミュニケーションが自壊し、発言者としての責任に欠ける者達が淘汰され、他者の前に立つ覚悟と、他者を受け容れる矜持がネットワーク・コミュニケーションを根源的に支えるのだと参加者ひとりひとりが自覚することこそが、必要不可欠なのである。」(市川 163)

参考: プロバイダ責任法

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、H13.11.22 成立)

第四条 (発信者情報の開示請求等)

1 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(……)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(……)の開示を請求することができる。

一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。

参考: 電気通信事業法

第3条 (検閲の禁止) 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

第4条 (秘密の保護)

1 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第104条

1 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第90条第2項に規定する通信を含む。)の秘密を侵した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 前2項の未遂罪は、罰する。

BIBLIOGRAPHY

高橋和之「インターネットと表現の自由」ジュリスト No. 1117 (1997.8.1-15) pp.26-33.

町村泰貴「告発ページ: 東芝クレーマー事件」in: 岡村久道(編)『インターネット訴訟 2000』(ソフトバンク 2000)、pp. 276-290.

渥美京子「民主主義の理想郷・電腦ネットワークの『自由』と『プライバシー』」『宝島 30』1994年7月号、宝島社。

エーリッヒ・フロム『自由からの逃走』日高六郎 訳 (東京創元社 1965)

シェルビー・スティーブル『黒い憂鬱』李隆 訳 (五月書房 1994)

河崎貴一『インターネット犯罪』文春新書 (文藝春秋 2001)

市川智「『覚悟と矜持』: 現代思想フォーラムの戦いは何であったか」in: ニフティ訴訟を考える会(編)『反論: ネットワークにおける言論の自由と責任』(光芒社 2000)

大澤真幸『電子メディア論: 身体のメディア的変容』(新曜社 1995)

R.D.レイン『ひき裂かれた自己: 分裂病と分裂病質の実存的研究』阪本・志貴・笠原 訳(みすず書房 1971)

大屋雄裕「Digital Empowerment の功罪: レヴァイアサンからレギオンへ」科学研究費補助金・基盤(C)一般「公共圏の重層的多元化と法システムの再編」研究成果報告書(2003)

大屋雄裕「プライバシーと意思」法律時報 2003年7月号(日本評論社 2003)、pp. 20-25.

ニフティ事件判決(東京地裁 H9.5.26)評釈

手嶋豊, 法学教室 No. 206 (1997.11) pp. 17-23.

山口いつ子, 法律時報 vol. 69, no. 9 (1997), pp. 92-96.